

○大気汚染防止法のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
(以下「管理者法」という。)の資格の関係

施行令 別表 第1	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき有資格者		
			40,000 m ³ _N /h 以上	10,000～ 40,000 m ³ _N /h	10,000 m ³ _N /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）		大気 1,3 種	大気 1～4 種	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管 理 者 法 上 は 適 用 外
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
13	廃棄物焼却炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	

施行令 別表 第1	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき有資格者		
			40,000 m ³ _N /h 以上	10,000～ 40,000 m ³ _N /h	10,000 m ³ _N /h 未満
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
16	塩化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		大気 1 種	大気 1,2 種	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管理者 法上は 適用外
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
30	ディーゼル機関	50 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
32	ガソリン機関	35 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	